

# 「美園マチなかロビー」出店規約

一般社団法人美園タウンマネジメント

2023年3月13日

## 【適用】

1. 本規約は、一般社団法人美園タウンマネジメント（以下、主催者）の企画・運営する公共空間等利活用実験「美園マチなかロビー」を安全かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものです。
2. 「美園マチなかロビー」にて公共空間等を利活用する者（以下、出店者）は、本規約および別に定める敷地条件、その他主催者の指示事項（以下、本規約等）を遵守するとともに、搬入および出店時の同伴者にも本規約等遵守の指導義務を負うものとしします。

## 【目的】

3. 主催者は、以下の目的のため「美園マチなかロビー」を開催し、美園地区周辺の公共空間等を一時的に利用する団体・事業者等を募集し、その利用を支援します。
  - 地域交流活動や販売営業等を通じた公共空間等の利活用の促進による地域活性化。
  - Postコロナの「新しい生活様式」の定着も見据えつつ、公共空間等の屋外スペースの新たな使い方・ニーズの調査研究。

## 【出店資格・審査】

4. 主催者は、出店内容について適切か否かを決定し、出店に際しての追加条件を設定する、あるいは不適切と判断した場合に出店をお断りする権利を有します。
5. 出店者は、「美園マチなかロビー」の開催目的に賛同し、その趣旨に合致する飲食・物品等の販売、サービス提供、展示・実演等を実施する個人または団体（法人含む）に限ります。
6. 出店内容は、主催者にて審査し、出店可否および条件等を決定します。なお、販売物は下記に該当するものを推奨します。
  - 出店者自ら生産・加工したオリジナル品であり且つ大量流通品ではないもの
  - 地域振興に係る物産品・特産品
  - 販売することに公益性があるもの
7. 以下に該当する方は、出店をお断りさせていただきます。なお、以下に該当するか否かの審査については、主催者が独自に行うことができるものとしします。
  - 暴力団関係者および暴力団関連企業、または反社会的行為をされる方
  - 布教活動、宗教活動、政治活動、違法なセールス、悪質な勧誘を目的とした方
  - マルチ商法、無限連鎖商法等に関する事業内容であると判断した場合
  - 法令および公序良俗に反する、またはその恐れのある行為をされる方
  - 出店申込み（後述）の日付から過去5年間に於いて、食品衛生法および同法に基づく法令に違反し行政処分を受けた事がある方
  - 本規約等への違反や迷惑行為に対する主催者の警告にもかかわらず改善がされない場合
  - その他主催者が不相当と判断した場合

## 【出店申込み】

8. 「美園マチなかロビー」への出店を希望する者は、主催者の定める方法により出店申込みを行い、主催者にて内容審査の後、出店可否の通知を行います。なお、出店申込みに係る経費は、申込者の負担とします。
9. 出店者は、出店の権利を他人に譲渡・転貸できません。
10. 申込み期限は、原則として出店希望日の前月15日とします。
11. 敷地毎に出店可能区画数に限りがあるため、下記の優先条件に基づいて抽選等を行う場合がございます。抽選の結果、出店をお断りする場合がございますので、予めご了承下さい。

分類	定義	優先条件
①地区内団体等	浦和美園駅周辺エリア（さいたま市緑区美園地区および岩槻区新和地区）に店舗・事業所等を有する、または創業・移転の予定のある者	先着申込み順  申込み期限時点の出店申込み数に応じて②>③>④の優先順に基づく抽選
②市内団体等	さいたま市内に店舗・事業所等を有する、または創業・移転の予定のある者	
③SR沿線団体等	埼玉高速鉄道沿線エリアに店舗・事業所等を有する、または創業・移転の予定のある者	
④その他団体等	①～③以外の者	

12. 食品を販売する場合には、販売品目に応じて、屋外営業やキッチンカー等での営業等の許可を得ている必要がございます。
13. 出店申込後のキャンセルは、原則としてお受けできません。出店者自身のやむを得ない事情により出店キャンセルされる場合には、開催日前日までに主催者に書面または電子メールにて届出下さい。なお、出店日当日のキャンセルや無断キャンセルの場合は、以後の出店をお断りすることがあります。

## 【出店料等】

14. 登録料（初回出店時）や出店料、出店キャンセル料（以下、出店料等）は別表1の通りとします。なお、出店料等は「美園マチなかロビー」の運営費用（広報活動・諸手続き・環境整備等の経費）のための負担金として徴収され、出店の権利の対価では無いことをご了承下さい。
15. 出店料等は、主催者の定める方法により徴収いたします。

## 【出店規則：総則】

16. 出店時間は、搬入出等の時間含め、原則として別表2の範囲とします。
17. 出店中の販売・展示・実演等は出店者が行い、商品・展示物や売上金等の管理は出店者の責任で行って下さい。
18. 以下に該当する品目の販売は禁止いたします。なお、飲食販売の場合に、舗装面等にシミや匂いの強く残る物の販売は避けるよう配慮願います。
  - 動物の類
  - コピー商品（模造品）、複製ソフト（録音・録画・複写等）
  - 医薬品、医薬部外品、薬物（麻薬類・違法商品）
  - 危険物の類（模造刀ナイフ・包丁・モデルガン・危険な工具類等）

- ポルノ商品（風紀を乱すもの）
  - 有料くじ
  - 盗品、法令で禁じられている物
  - 契約商品（不動産、金融関連等）
  - その他主催者が不適當と判断した物
19. 出店者は、購入者から求められた場合は、領収書や販売者連絡先等を発行下さい。また、販売した商品について明らかな不備があった場合は、後日であっても返品・交換・返金等に応じる必要があります。
  20. 主催者は、「美園マチなかロビー」の出店実施中に出品者ならびに出品内容について撮影・録音等による記録を行い、また、その記録をWebサイト・SNS、印刷物等に使用する場合があります。予めご了承下さい。
  21. 主催者は、「美園マチなかロビー」の出店中に巡回のうえ出品内容の検査を行い、本規約等に合致しない出品者に対して是正指示または出店禁止等の措置を取る場合がございます。
  22. 出店中に事故・苦情等のあった場合は、直ちに主催者に報告をし、その指示に従ってご対応下さい。
  23. 出店可の通知後もしくは出店中であっても、天候や事故・災害、感染症流行等、不測の事態により主催者は「美園マチなかロビー」の中止・中断を決定する場合がございますので、予めご了承下さい。なお、出店中に中止・中断となった際には、主催者の指示に従ってご対応下さい。

### 【出店規則：出店区画・搬入出】

24. 出店区画は、出店当日までに主催者が指定し、許可なく移動・拡張等を行うことはできません。なお、「美園マチなかロビー」の出店実施中に、安全かつ円滑な運営のために主催者が必要と判断した場合は、出店区画を移動いただく場合があります。
25. 出店中は、主催者の提供する指定掲示物を出店区画内に掲出下さい。また指定掲示物は、出店終了時に主催者の指定する場所に返却下さい。なお、指定掲示物を紛失・汚損した場合には、製作実費をご負担いただく場合がございます。
26. 出店区画における火気、音響、照明等の使用は以下の項目に従って下さい。
  - 出店中に火気等（発電機を含む）を使用する場合は、事前に主催者に申し出の上、煙・臭い等について周辺市街地への影響について十分にご考慮下さい。
  - 出店中は音響等の使用はできません。周辺市街地へ騒音の発生しないようご考慮下さい。
  - 出店中に照明等を使用する場合は、周辺市街地へ光害の発生しないようご考慮下さい。
27. 出店区画への搬入出は、主催者の指定する方法・時間内にて行って下さい。なお、搬入出に係る経費は、出品者の負担とします。
28. 搬入出の際、施設および設備・備品等を破損・損傷させないようご留意ください。破損・損傷させた場合は、直ちに主催者に報告し、協議のうえ出品者の負担において原状回復下さい。
29. 搬入出時および出店中は、周辺交通等の妨げにならないよう注意し、事故の無いよう努めて下さい。また、緊急車両等の通行の妨げにならないよう留意し、緊急時には速やかに移動・撤去が可能なよう商品陳列・展示等を行って下さい。
30. 搬入出時および出店中に警察・消防・保健所等の指示があった場合には、その指示に従って下さい。

31. 出店終了後は出店区画とその周囲を清掃・原状回復し、出店中に出たゴミ（購入者の廃棄したものを含む）は出店施設内外のゴミ箱等に廃棄せず、出店者が各自お持ち帰り下さい。出店区画やその周辺にゴミや売れ残り品等を放置することは固く禁じます。なお、出店終了後に主催者が原状回復不備を発見した場合に、主催者は出店者に対して是正指導を行いますので、誠意をもってご対応下さい。

### 【出店規則：衛生管理】

32. 食品販売を行う場合は、食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理を徹底下さい。
33. 原則として、提供直前に加熱調理をする食品を取り扱って下さい。特に、刺身・サラダ等の生ものは取り扱いを避けて下さい。
34. 仕込みの必要な原材料を使用する場合は、予め営業許可を受けた施設等衛生的な調理・加工施設で仕込みを行って下さい。
35. 調理した食品は、すみやかに提供下さい。また、提供の際には、できるだけ早く消費するよう周知下さい。
36. 下痢等体調の悪い人、手指の傷のある人は、調理作業をしないで下さい。
37. 出店する施設の水道設備は使用不可（排水を含む）です。使用する水は出店者自身をご用意下さい。また、食器洗浄のためのアルコール消毒等も出店者自身をご用意下さい。

### 【出店規則：新型コロナウイルス感染拡大防止対策】

38. 出店者は、以下の感染症対策について、その実施計画について主催者に事前に通知した上で、出店中は実施計画に沿って適切に講じて下さい。
  - 接客対応時の飛沫防止策の実施。
  - 来場者の対人距離確保の誘導。
  - 備品等の清掃・消毒の適切な実施。
  - （可能であれば）電子マネー等の非接触型決済の導入。現金・カード等の受け渡し時のコイントレー等の使用。
  - 従業員の検温や体調確認の徹底（体調不良の場合の出店中止等適切な判断）。
39. 前項の内容のほか、出店形態に応じて、業種毎に策定された感染拡大防止ガイドラインを参考に、感染防止対策を自主的・積極的に進めて下さい。

### 【出店規則：社会実験への協力】

40. 出店者は、本地区における公共空間等利活用促進に向けた調査のため、主催者の指定する方法にて、出店日ごとの出店実績についてご報告下さい。
41. 出店者は、前項のほかにも、「美園マチなかロビー」に関して主催者の随時実施するアンケート調査やヒアリング調査、現地調査等へのご協力をお願いします。

### 【免責等】

42. 出店者が本規約等に違反したと判断した場合、主催者は、出店の取り消し、出店物・展示物・装飾物の撤去・変更・退去を命じることが出来ます。また、これにより出店者およびその関係者に生じた一切の損害の補償並びに支払われた費用の返還を行いません。
43. 出店者の責めに帰すべき理由による盗難・事故（搬入出時含む）、販売品の瑕疵、食中毒その

他の出店者間・購入者間の諸問題について、主催者はその責を一切負いません。

44. 出店者が、主催者または第三者に対する損害を与えた場合、損害を与えた出店者の責任と費用をもって解決するものとします。保険加入等の対応は、出店者自身で行って下さい。
45. 商品の渡し忘れや欠陥品等、出店者側の落度に起因する苦情等が主催者宛にあった場合、主催者は購入者に出店者連絡先を教える場合があります。
46. 天候や事故・災害、感染症流行等による開催日程変更や開催中止・中断によって生じた出店者および関係者の損害について、主催者は一切補償しません。

### 【個人情報の取り扱い】

47. 主催者は、出店申込みにより取得した個人情報を、一般社団法人美園タウンマネジメントのプライバシーポリシー（<https://www.misono-tm.org/inc/pp>）に従って厳重に管理し、申込者本人の同意された範囲での利用と提供をし、無断で第三者に提供・開示することはありません。ただし、個人情報提供者本人の同意がある場合および法令に基づく場合は除きます。
48. 出店者は、「美園マチなかロビー」への出店を通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行う必要があります。利用目的・範囲を必ず公表・通知し、取得した個人情報は出店者が責任を持って管理・運用下さい。また、個人情報提供者との間で紛争が生じた場合は、当事者間で解決し、主催者は一切責任を負いません。

### 【規約の改廃】

49. 主催者は、本規約を随時改定できるものとします。
50. 本規約の改定はWebサイト等にて周知し、その時点をもって全ての事項は改定後の規約に準じるものとします。
51. 本規約の改定後に出店申込みをした場合は、出店者は改定後の規約について同意したものとみなします。

### 【その他】

52. 本規約に定める事項は、全て主催者が解釈します。

以 上

**別表 1** (出店料等)

種別	登録料 (初回出店時)	出店料	出店キャンセル料 <sup>※2</sup>	
			出店日の3日前まで	それ以降
地域交流 ワークショップ等	500円	固定料金制 <sup>※1</sup>	無償	出店料全額
飲食・物品販売 サービス提供 展示・実演等	1,000円	変動料金制 <sup>※1</sup>	無償	出店料全額 <sup>※3</sup>

※1: 敷地・区画ごとに設定します。別紙「敷地毎の出店条件・指示事項」をご参照ください。

※2: 出店キャンセル料は出店者の自己都合によるキャンセルの場合に適用し、悪天候や災害、感染症流行等やむを得ない事情による出店キャンセルは適用対象外とします。

※3: 売上額0円として出店料を算定します。

**別表 2** (出店時間)

出店日	出店時間
4月	9:00~17:00
5月~ 8月	9:00~18:00
9月~11月	9:00~17:00
12月~ 1月	9:00~16:00
2月~ 3月	9:00~17:00